

資格確認書の一括送付について

1. 目的

令和 6 年12月 2 日より健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証を利用登録したマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）で医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへ移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長 1 年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和 7 年12月 2 日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者様に対しては、医療保険者等から資格確認書を本人の申請によらず、令和 7 年12月 1 日までに交付する必要があります。

（令和 6 年10月29日保険課事務連絡）

以上のことから、健康保険証を保有している令和 6 年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和 7 年12月1日までに資格確認書を送付します。

2. 実施概要

送付の対象者及び時期等については以下のとおりです。

送付対象者	健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和7年4月30日時点でマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方（約1,200万人：協会けんぽの加入者のうち、1/3の方に相当） ※法3-2被保険者を除きます。
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬（予定）
送付方法	世帯単位で被保険者住所に送付 ※資格確認書の送付用封筒1通につき、資格確認書4枚を同封。送付対象者が5名以上の場合は、複数に分かれます。 ※不着となった場合、事業所様宛に再送付します。
送付物	・送付書兼資格確認書貼付台紙 ・資格確認書 ・説明用チラシ ・個人情報保護シール ・返信用封筒（資格喪失者分を返送していただくための返送用封筒） ※被保険者住所に送付後、不着となった場合、事業所へ送付文書と上記送付物を併せて送付します。

※送付対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬にお送りいたします。

【参考】資格確認書に係る送付物（イメージ）

個人宛送付用

機密性2

〒123-4567
〇〇県〇〇市〇〇
1-2-3 〇〇マンション401
〇〇 〇〇 様

作成年月日 令和7年5月14日
お問い合わせ番号 272-21123000
総枚数 1枚 (1 / 1)

〒770-8541
徳島市八百屋町2-11
ニッセイ徳島ビル 7階
全国健康保険協会 徳島支部
083-602-0256

交付を希望された方の資格確認書を送付しますので、被保険者様にお渡しください。

【マイナ保険証について】	【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有証として利用可能であること、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 番号 21123000 番号1 (枚数) 00 氏名 〇〇 様 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇1360015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目11 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyoikakengo.or.jp 照会/印刷	マイナンバーカードを保有証として利用可能であること、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 番号 21123000 番号1 (枚数) 00 氏名 〇〇 様 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇1360015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目11 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyoikakengo.or.jp 照会/印刷

【マイナ保険証について】	【マイナ保険証について】
マイナンバーカードを保有証として利用可能であること、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 番号 21123000 番号1 (枚数) 00 氏名 〇〇 様 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇1360015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目11 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyoikakengo.or.jp 照会/印刷	マイナンバーカードを保有証として利用可能であること、マイナンバーカード（マイナ保険証）を持って医療機関等を受診することができます。 健康保険 資格確認書 本人（被保険者） 00941 令和 7年 5月14日交付 番号 21123000 番号1 (枚数) 00 氏名 〇〇 様 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇1360015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目11 全国健康保険協会 ホームページ https://www.kyoikakengo.or.jp 照会/印刷

同封物

【説明用チラシ】

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険証を受け取ることができます。

※マイナ保険証をお持ちでない場合は以下のとおりとなります。

- ・マイナンバーカードを保有していない場合は、マイナンバーカードを申請してください。
- ・健康保険証とマイナ保険証を併用していただく場合は、マイナンバーカードでマイナ保険証を受け取ることができます。
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている場合は、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限を延長してください。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。なお、お送りする資格確認書が以上の場合は、郵送の届期に付いてお送りしています。

資格確認書を持っているけど新たに届いた。どうやって受け取るの？

資格確認書の上にある交付年月日と一致した日、本人（ご本人）が受け取ってください。なお、受け取りの期限は、資格確認書に記載の期限です。

今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日より健康保険証として使用することができなくなります。この旨をお知らせいたします。なお、令和7年12月1日までに医療機関で当分の間の健康保険の資格を喪失した場合は、事務所に連絡ください。（任意継続の加入者、任意継続の資格を喪失した場合は、任意継続の資格喪失申請書をお送りください。）

資格確認書が届いたけどまだ届いていない場合は、届いた資格確認書に添付の返信用封筒に入れて郵送してください。

※この返信用封筒は、資格確認書の返信用にのみ使用してください。返信用封筒は、返信用にのみ使用してください。

【個人情報保護シール】

重要表示保護シール	重要表示保護シール
このシールは、重要表示保護シールに記入した後、上から貼り付けて使用することができます。	このシールは、重要表示保護シールに記入した後、上から貼り付けて使用することができます。
このシールは、一度は必ずと剥離してください。	このシールは、一度は必ずと剥離してください。

【返信用封筒】

〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3 〇〇マンション401 〇〇 〇〇 様

1008782

4812

155

日本郵便株式会社
郵便番号155-0000
〒155-0000
東京都千代田区千代田1-1-1
日本郵便株式会社
〒155-0000
東京都千代田区千代田1-1-1

全国健康保険協会
資格確認書事務局
行

1

健康保険 本人 (被保険者) 09941 (記号) 12345678 (番号) 1234567 (被保険者氏名) ○○ ○○ 様		作成年月日 令和7年5月14日 お問い合わせ番号 272-21123000	
締枚数 1枚 (1/ 1)		〒770-8541 徳島市八百屋町2-1-1 ニッセイ徳島ビル 7階 全店健康保険協会 徳島支部 088-602-0256	
交付を希望された方の資格確認書を送付しますので、被保険者様にお渡ください。			
【マイナンバーカードについて】 マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード (マイナ 保険証) を使って医療保険料を収めることができます。 健康保険 本人 (被保険者) 09941 資格確認書 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 外部テスト 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 ※マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード (マイナ 保険証) を使って医療保険料を収めることができます。 全店健康保険協会 ホームページ https://www.kyokukango.jp 返送方法 備考		【マイナンバーカードについて】 マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード (マイナ 保険証) を使って医療保険料を収めることができます。 健康保険 本人 (被保険者) 09941 資格確認書 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 外部テスト 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 ※マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード (マイナ 保険証) を使って医療保険料を収めることができます。 全店健康保険協会 ホームページ https://www.kyokukango.jp 返送方法 備考	
【マイナンバーカードについて】 マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード (マイナ 保険証) を使って医療保険料を収めることができます。 健康保険 本人 (被保険者) 09941 資格確認書 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 外部テスト 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 ※マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード (マイナ 保険証) を使って医療保険料を収めることができます。 全店健康保険協会 ホームページ https://www.kyokukango.jp 返送方法 備考		【マイナンバーカードについて】 マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード (マイナ 保険証) を使って医療保険料を収めることができます。 健康保険 本人 (被保険者) 09941 資格確認書 令和 7年 5月14日交付 記号 21123000 番号 1 (枚数) 00 氏名 〇〇 〇〇 外部テスト 生年月日 昭和 28年 1月 11日 性別 男 資格取得年月日 令和 7年 5月 13日 有効期限 令和 10年 1月 10日 保険者番号 〇13600015 保険者名称 全国健康保険協会 徳島支部 保険者所在地 徳島市八百屋町2丁目1-1 ※マイナンバーカードを保有確認として利用登録することで、マイナンバーカード (マイナ 保険証) を使って医療保険料を収めることができます。 全店健康保険協会 ホームページ https://www.kyokukango.jp 返送方法 備考	

- _____

☐ **RESEARCH ASSISTANT**

【個人情報保護シール】

意思表示保護シール このシールは、意図せず意図せず誤記入した場合、ふたを貼付けしただけで開封することができます。 このシールは一度はがすと再封することができます。	意思表示保護シール このシールは、意図せず意図せず誤記入した場合、ふたを貼付けしただけで開封することができます。 このシールは一度はがすと再封することができます。
意思表示保護シール このシールは、意図せず意図せず誤記入した場合、ふたを貼付けしただけで開封することができます。 このシールは一度はがすと再封することができます。	意思表示保護シール このシールは、意図せず意図せず誤記入した場合、ふたを貼付けしただけで開封することができます。 このシールは一度はがすと再封することができます。

3. 発送スケジュール

	令和7年度							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
資格確認書の 一括発行		▼データ抽出 ▼データ提供		対象者 一覧 送付				
				個人宛に送付 7月下旬～10月下旬（予定）				
					未着後 事業所送付 1ヵ月毎			

4. 依頼事項

以上のとおり、健康保険証を保有している令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方に対して、令和7年12月1日までに資格確認書を送付します。

会員（事業所）様に向けて、以下の3点についてご案内いただきますようお願いします。

- ① 資格確認書とは、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある方が、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる重要なカードであること。
- ② 被保険者（従業員）様のご自宅に送付しますが、宛所不明等の理由により不着となった場合、事業所様に送付しますので、速やかに配付いただきたいこと。
- ③ 詳細についてお問い合わせがございましたら、協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル（0570-015-369）にお問い合わせいただきたいこと。